

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度ガラスびん、PETボトル及びプラスチック製容器包装の再商品化業務
発注課	環境事業部 循環型社会推進課
選定事業者	公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>上記選定業者は、容器包装リサイクル法に基づき、ガラスびん、PETボトル及びプラスチック製容器包装等の再商品化業務を適切かつ確実に行うことができると認められた唯一の指定法人として、再商品化の大部分を占める「特定事業者負担分(容器や包装の利用製造等事業者が再商品化義務を負う分)」について、登録審査や一般競争入札により選定した全国の多くの再商品化事業者と契約し、安定的かつ確実な再商品化を実施している。</p> <p>本市では、特定事業者負担分を上記選定業者に引き渡しており、市町村負担分(再商品化義務の適用除外となる小規模事業者分として市町村が再商品化義務を負う分)についても、特定事業者負担分と合わせて引渡しを行うことで、安定的かつ確実な再商品化を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>以上より、札幌市入札参加資格者名簿に登録のある事業者ではないが、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、上記選定業者に特定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和7年11月4日